

資料編

参考資料 1 フィリピン及び日本における環境 情報関連窓口

1. フィリピン (in the Philippines)

(1) フィリピン政府 (Philippine government agencies)

1) メトロマニラでの公害規制実施機関 (Implementing agency of pollution control in Metro Manila)

- ・環境天然資源省 (Department of Environmental & Natural Resources)
Aaron II Building, 20 G. Araneta Ave. Extension
Quezon City, Metro Manila Philippines
phone (63-2)712-5278, 743-1597
fax (63-2)731-3746

2) ラグナ湖周辺での公害規制実施機関 (Implementing agency of pollution control around the Laguna Lake)

- ・ラグナ湖開発公社 (Laguna Lake Development Authority)
3rd Floor, Rizal Provincial Capitol Bldg., Shaw Blvd.
Pasig City, Metro Manila Philippines
phone (63-2)635-6680, 631-2587, 631-2552
fax (63-2)631-2595

3) 環境一般 (Environmental issues in general)

- ・環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources)
Visayas Ave., Diliman
Quezon City, Metro Manila Philippines
Phone(63-2)929-6626 to 29, 929-6633 to 35

4) 公害規制一般 (Pollution control in general)

- ・環境天然資源省環境管理局 (Environmental Management Bureau, DENR)
99-101 Topaz Bldg., Kamias Road
Quezon City, Metro Manila Philippines
phone (63-2)926-8745

(2) 日本政府及びその他日本機関 (Japanese government agencies and other institutions)

1) 在フィリピン日本大使館 (Embassy of Japan)

2627 Roxas Blvd., Pasay City, Metro Manila 1300 Philippines
(mailing address / 郵便物) P.O. Box 414 Pasay Central Post Office,
Pasay City, MM Philippines

phone (63-2)551-5710

fax (63-2)551-5780

2) ジェトロマニラセンター (JETRO, Manila)

23rd Floor, Pacific Star Bldg.,
Sen. Gil J. Puyat Ave. Extension Corner, Makati Ave.
Makati City, Metro Manila, Philippines

phone (63-2)817-6431

fax (63-2)818-7490

3) 国際協力事業団フィリピン事務所 (Japan International Cooperation Agency
Philippines Office)

12th Floor, Pacific Star Bldg.,
Sen Gil J. Puyat Ave. Extension Corner, Makati Ave.,
Makati City, Metro Manila Philippines
(mailing address / 郵便物) P.O.Box 1026 Makati Central Post Office,
Makati City, MM Philippines

phone (63-2)893-3081

fax (63-2)816-4222

4) フィリピン日本人商工会議所 (Japanese Chamber of Commerce & Industry in the
Philippines, Inc.)

6th Fl., Jaycem Bldg., 104 Rada St., Legaspi Village
Makati City, Metro Manila, Philippines

phone (63-2)892-3233

fax (63-2)815-0317

5) 海外経済協力基金マニラ駐在員事務所 (Overseas Economic Cooperation Fund,
office in Manila)

25th Fl., Pacific Star Bldg.,
Sen. Gil J. Puyat Ave. Extension Corner, Makati Ave.,
Makati City, Metro Manila, Philippines

phone (63-2)810-4826

fax (63-2)815-1799

6) 日本輸出入銀行マニラ事務所 (Export- Import Bank of Japan, Office in Manila)
14th Floor, Pacific Star Bldg.,
Sen. Gil J. Puyat Ave., Extension Corner, Makati Ave.,
Makati City, Metro Manila Philippines
phone (63-2)810-1295 / 1297
fax (63-2)817-3202

2 . 日本 (in Japan)

(1) 日本政府及びその他日本機関 (Japanese government agencies and other institutions)

1) 環境庁企画調整局地球環境部環境協力室 (Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Department, Environment Agency)

〒100東京都千代田区霞が関1-2-2

1-2-2 Kazumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100 Japan

phone(03)3581-3351 (代)

fax (03)3581-3423

2) 日本貿易振興会 (ジェトロ) (JETRO)

〒105東京都港区虎ノ門2-2-5

2-2-5 Toranomom, Minato-ku Tokyo 105 Japan

phone(03)3582-5522 (広報課 / PR Division)

3) 海外経済協力基金 (Overseas Economic Cooperation Fund)

〒100東京都千代田区大手町1-4-1

1-4-1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100 Japan

phone (03)3215-1304

4) 日本輸出入銀行 (Export- Import Bank of Japan)

〒100東京都千代田区大手町1-4-1

1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100 Japan

phone (03)3287-9108

5) 国際協力事業団 (J I C A ; Japan International Cooperation Agency)

〒151東京都渋谷区代々木2-1-1新宿マインズタワー

Shinjuku Maynds Tower Bldg., 1-1-2 Yoyogi, Shibuya-ku Tokyo 151 Japan

phone(03)5352-5311 ~ 4

6) アジア経済研究所 (Institute of Developing Economies)

〒162東京都新宿区市ヶ谷本村町42

42 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku Tokyo 162 Japan

phone (03)3353-4231

7) 経済団体連合会 (Keidanren, Japan Federation of Economic Organizations)

〒100東京都千代田区大手町1-9-4

1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100

phone (03)3279-1411

8) 日本商工会議所国際部中小企業国際化推進室 (International Division, Japan Chamber of Commerce & Industry)

〒100東京都千代田区丸の内3-2-2

3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100 Japan

phone (03)3283-7851

fax (03)93216-6497

9) 東京商工会議所産業政策部 (Tokyo Chamber of Commerce and Industry)

〒100東京都千代田区丸の内3-2-2

3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100 Japan

phone (03)3283-7657

fax (03)3283-7633

(2) フィリピン政府機関 (Philippine government agencies)

1) 在日フィリピン共和国大使館 (Embassy of the Philippines)

〒150東京都渋谷区南平台町11-24

11-24 Nanpeidaimachi, Shibuya-ku Tokyo 150 Japan

phone (03)3462-1216

参考資料2 フィリピンの環境関連法規

大統領令第1151号 フィリピン環境政策(仮訳)

公布年月日：1977年6月6日

人口の増加、都市化、産業の拡大、急速な資源の利用、拡大する技術革新というような個々の、そして時として相互に相矛盾する需要のために、環境保護の考え方、取り組み方が不統一のものとなってきたがゆえに、

このような一方向のみを見る考え方は、人と自然が共存共栄できる理想的な環境を獲得する助けとはならないがゆえに、

環境に対する影響の評価と報告を要求することによって、環境全体の保護に向かって努力を結集することとなるような、集中的かつ総合的な環境保護計画を設定すべき差し迫った必要が現在生じているがゆえに、

よってここにフィリピン大統領である私、フェルディナンド・E・マルコスは、憲法により私に付与された権限により、ここに次の通り命令を下し布告する。

第1条 基本方針 国家の継続的な基本方針として、(a)人と自然が相互に生産的かつ快適な調和の中で共存共栄できるような状況を創り出し、展開し、維持し、かつ改善すること、(b)フィリピン人の現在および将来の世代の社会、経済、その他の必要性を満たすこと、そして(c)人間の尊厳と安寧の助けとなるような環境の質を確実に達成すること をここに宣言する。

第2条 目標 この方針を追求するに当たり、国が(a)私達の子孫の世代のための環境受託者または守護者としての各世代の責任を認識し、遂行し、達成すること、(b)国民に対し安全で、一定水準の健康的な、生産的な、そして美的な環境を保障すること、(c)環境を損なわず、人の生命、健康、安全な生活に危険を及ぼさず、また農業、商業、工業に対し悪影響を及ぼすような状況をつくりだすことなく、環境の最大限の利用を振興すること、(d)フィリピンの遺産の歴史的、文化的に重要なものを保存すること、(e)人間と資源の利用との間の合理的かつ秩序ある均衡を達成すること、(f)再生可能な資源および再生不能な資源の利用を改善すること を目標として、総合的に福利を向上させていくに当たり、国家政策上の他の必要な配慮と相矛盾することのない実行可能なすべての手段を講ずることは、関連の民間企業や団体と相協力して行うべき政府の責務である。

第3条 健康的な環境を享受する権利 これらの目標と基本方針を促進するに当たり、政府は健康的な環境を享受する人間の権利を認めている。フィリピンの環境の保全と向上に寄与することは、各個人の義務であり責任である。

第4条 環境影響報告書 上述の基本方針と目標に従って、政府が所有し、または管理する会社を含め国家政府の機関や部局はすべて、民間の会社や企業や組織と同様に、以下についての詳細な報告書を作成し、提出し、またこれらを環境の質に重大な影響を及ぼすあらゆる活動やプロジェクトや事業の中に含ませなければならない。

- (a) 予定されている活動、プロジェクト、または事業の環境に及ぼす影響
- (b) 当該計画が実行された場合に避けることのできない環境に及ぼす悪影響
- (c) 計画中の当該活動に代わる代案
- (d) 環境資源の短期間の使用が、長期にわたるこれら環境資源の生産性の維持、および増強と相矛盾するものではないという判断
- (e) 当該計画に、資源を枯渇させるような、また再生不能な資源の利用を伴う場合には必ず、かかる使用と計画の遂行が保証されるという判断が必要である。

その主たる機関が正式の環境影響報告書を提出するに先立って、当該問題に関し管轄または専門知識を有する機関はすべて、当該の主たる機関が作成した環境影響報告書の草案に対して、それを受け取った日から30日以内に、所見を付することが必要である。

第5条 政府機関のガイドライン 指示書第422号に列挙されている環境保護の任にあたる各機関は、本布告の施行日から60日以内に国家環境保護評議会（NEPC）に対し環境上の影響の調査と報告に関する布告第4条の規定を履行するための、それぞれのガイドライン、規則、規制を提出することが必要である。

第6条 削除条項 本布告の規定と相矛盾するすべての法律、大統領令、政府命令、規則、規制またはそれらの一部分は、ここに本布告の趣旨に従って削除し、改訂し、または修正されるものとする。

第7条 発効日 本布告はただちに発効するものとする。

大統領令第1152号 フィリピン環境法(仮訳)

公布年月日：1977年6月6日

環境の広範に及ぶ諸問題は政府にとって重要な関心事となっているがゆえに、
国の指導者グループは、大統領令第1121号に基づく国家環境保護評議会（NEPC）の創設によってこの方向に一步を踏みだしたがゆえに、
本評議会の創設は、環境の保護と管理にかかる包括的な計画の発足によって補足されることが必要であるがゆえに、
本計画は、特定の環境管理政策を定め、フィリピン環境規則の中に環境の質的基準を定めることによってのみ、明確かつ意義深いものとなるがゆえに、
よってここにフィリピン大地統領たる私、フェルディナンド・E・マルコスは、私に付与された権限により、ここに次の通り命令を下し布告する。

第1条 略称 本布告はフィリピン環境法と称する。

第 編 大気質管理

第2条 目的 本編の目的は次の通りとする。

- a) 人々の健康を守りうる大気質の水準を達成し維持すること。
- b) 植物や動物の生命や財産に対する危害および/または損害を実践可能な限り防止し、それにより国の社会的、経済的發展を促進すること。

第 章 基準

第3条 周辺大気質の基準 人々の健康と安全及び全般的な福利と相矛盾しない範囲で許容することができる大気汚染物質の最大限の濃度を定めた大気質の基準が設定されていなければならない。

大気質の基準設定においては、当該地域の大気状況、立地条件、土地利用、利用可能な技術等の要素が、特に考慮されなければならない。

第4条 国家排出基準 新設及び既存の汚染源、並びに静止汚染源及び可動の汚染源に関する国家排出基準が設定されなければならない。かかる基準は特に産業の種類、實際上利用可能な制御技術、立地条件及び土地の利用、そして排出される汚染物質の性質などの要素に配慮することが必要である。

第5条 地域騒音基準 とりわけ立地条件、用途別地域区分、土地の利用分類を考慮の上、地域の騒音レベルについての適切な基準が設定されなければならない。

第6条 騒音発生機器に対する基準 建設機械、輸送機器、静止エンジン、電気または電子装置、及び類似の装置や設備のような騒音発生機器に関する基準が設定されることが必要である。その基準は、中でも、使用の規模や状況、利用可能な最善の技術を適用して達成できる騒音の軽減の程度、かつその遵守にかかる費用を考慮した上で、人々の健康と福利を保護するために当該装置から発生する騒音の許容レベルの限界を定めることが必要である。

騒音発生装置の設置は、その導入規則、規制のみならず、大統領令第1096号及びその他の適用法に則って行われるべきものとする。

第7条 航空機の騒音と衝撃波の爆音（ソニック・ブーム） 許容しうる騒音基準を設定するため、適切な政府機関が、環境に対する航空機の騒音の被害についての調査研究を促進することとする。

調査研究または、環境に対するソニック・ブームの影響を軽減及び/または最小限にするために行われる必要がある。

第 章 規制と強制

第8条 大気質と騒音の基準 国家公害規制委員会は、適切な政府機関と調整の上で、大気への汚染物質の排出と騒音に関する基準の強制について責任を負うべきものとする。これらの基準には大気中の汚染物質の調査と監視、大気汚染物質管理施設の免許や許可、並びに適切な規則や規制の公布などが含まれる。

新たな開発や技術の進歩に伴って、既存の大気中への汚染物質の排出や騒音の基準を改訂及び/または変更することができるものとする。

第9条 航空機騒音 空港周辺地域の騒音基準は、国家公害規制委員会と調整の上、民間空港管理局が設定する。

第10条 車両からの排出 陸上輸送委員会は国家公害規制委員会と調整の上、車両に関する排出基準を設定しなければならない。またこの目的のために陸上輸送委員会は他の適切な法律施行機関の職務を代行することができる。

第11条 放射能の放出 エネルギー施設の設置や放射性物質の所有、放射性物質の取扱、輸送、生産、貯蔵、使用、処分に付随する環境への放射能の放出及び排出は、他の適切な政府機関との調整を経たフィリピン原子力委員会管理のもとで行われなければならない。

第 章 監視

第12条 大気質の監視 国家公害規制委員会は適切な政府機関と調整の上で、実践可能な最大限の範囲内に大気質のモニタリング・ネットワークを作らなければならない。この大気質のモニタリング・ネットワークは、これらの機関の能力を最大限に利用しなければならない。

大気質の測定結果は国家環境保護評議会に対して提出される。

第13条 天候の変化 フィリピン大気・地球物理・天文管理局は、大気汚染の監視活動を効果的に行うことができるよう、環境の状態に影響を与える気象学的要素を定期的に監視することとする。

降雨に基づく刺激や嵐にドライアイスを散布する実験のような天候の変化に関連する活動は、フィリピン大気・地理・天文管理局との協議および/または調整の上で行われなければならない。

第 編 水質管理

第14条 目的 本編の目的は、以下を通じて、フィリピンの水資源の質を保護し改善するための管理上のガイドラインを規定することである。

- a) フィリピンの水の分類、
- b) 環境基準の設定、
- c) フィリピンの水資源の質の保護と改善、及び、
- d) 汚染発生の事態の監視と軽減に対する責任。

第 章 分類と基準

第15条 フィリピンの水資源の分類 国家公害規制委員会は、適切な政府機関と調整の上、その最善の利用法に従って、フィリピンの水資源を分類するものとする。当該水資源の分類に当たっては、国家公害規制委員会は特に次の事項を考慮するものとする。

- a) 水域の分類を行う現時点における水質、
- b) 規模、深さ、対象となる水面の面積、量、方向、流れの速さ、勾配、及び、
- c) 居住性、農業、商業、工業、航行、レクリエーション、および美的観点からの、水域と周辺の陸地の最も有益な利用法。

第16条 予定される有益な利用法に基づく水資源の再分類 公共の利益を図るために必要とされる場合には、国家公害規制委員会は、適切な政府機関と調整の上、予定される有益な利用法に基づいて水域の再分類を行い、水質を改善するに必要な措置をとらなければならない。他の政府機関は、国家公害規制委員会の承認を条件として、特定の水域について高い方の基準を採択して差し支えないものとする。

第17条 水質の改善 水質が最善の利用法に悪影響を及ぼす程度にまで悪化した場合には所管政府機関は、所定の環境基準を満たすように水質を改善するに必要な手段を講じなければならない。

第18条 環境基準 国家公害規制委員会は、特に以下の事項を考慮しつつ、国家環境保護評議会の定めたガイドライン、及び前記の条項に記載された水の分類と相矛盾することのない環境及び排出基準を定めなければならない。

- a) 環境基準または濃度基準は、有益な利用法に従って変更しても差し支えないものとする。
- b) 水質汚染管理に関する技術。

第 章 水質の保護と改善

第19条 強制と調整 放射性物質、重金属、殺虫剤、化学肥料、油などの危険物質、有毒物質などの生産、利用、貯蔵及び販売、及び未処理の排水、鉱石のくず、工業や水産資源にかかる通常の操業、その他の人間の活動の結果としてフィリピンのいずれかの水域を汚染する可能性のある物質、並びに事故による漏出及び廃棄物の処理、排出、廃棄は、それぞれの免許状や権限を付与する法律に従って適切な政府機関がこれを規制するものとする。上記の職務の実行において、所管政府機関は国家環境保護評議会と調整の上、行動することを要し、また大統領令第1121号に基づく目標の達成を可能にするため必要な情報を同評議会に提出しなければならない。

第20条 清掃作業 水質の汚染の原因を自己費用により収容し、除去し、清掃することは汚染者の責任である。当該汚染者がかかる作業を行わない場合には、所管政府機関がその収容、除去、清掃作業を引き受け、当該作業に要した費用はその汚染に責任のある者及び/または組織に請求されるものとする。

第21条 水質のモニタリングと監視 環境保護に係る政府の各機関は、国の必要を満たすに十分な採取場所と採取日程に基づく水質監視網を、実践可能な最大の範囲内においてつくり上げなければならない。かかる水質監視網は、かような政府機関の能力を最大限に利用するものでなければならない。この監視網に係る各機関は、何らかの必要性が生じた場合には、その都度かかる監視活動の結果を国家環境保護評議会に報告しなければならない。

第 編 土地利用管理

第22条 目的 本編の目的は次の通りとする。

- a) 土地とその資源から最大の利益を引き出すために、合理的で秩序正しく、かつ効率的な、土地と資源の取得方法、利用方法及び処分方法を規定すること。
- b) 国の必要性と土地資源との間に何らかの不均衡が発生することを防止するため、土地資源の慎重な利用と保存を促進すること。

第23条 国の土地利用計画 人間居住委員会は適切な政府機関と調整の上、本編の目的に合致した土地利用計画を作成し、国家環境保護評議会に勧告することとする。

土地利用計画は特に次の事項を取り入れなければならない。

- a) 科学的な基礎に基づく、技術指向型の、自然資源一覧、土地の分類制度、
- b) 現在の土地利用状況の判定、利用中、不完全利用中、遊休中、放棄中といった判定、
- c) 地域開発、農業、工業、商業、その他の活動に関する土地の適合性の正確な包括的判定、
- d) 規制外の開発が、重要な歴史的、文化的、または美的な価値、あるいは、国家的にみて重要性を持つ自然の仕組みや過程に修復不能な被害を引き起こしかねない場所の特定方法
- e) 環境上決定的重要性のある地域や、空港、高速道路、橋、港、埠頭、建物、その他の社会基盤構造となるプロジェクトを含むかつ、それらに限定されない公共施設により影響のある地域における、土地利用について適切な政府機関が行う規制実施方法、
- f) 地方における規制に基づく地域開発と土地利用に対する配慮を確実にする方法、
- g) 新たな地域社会の立地条件に影響を及ぼす政策と、新しい地域社会周辺の土地利用に対する管理を適切に実施するための方法、
- h) 関連する環境汚染管理法規に違反する恐れのある場所に、汚染源を発生させないような管理システムと、地域と開発活動に関する規制、
- i) 変化する状況に適応するため、国の土地利用計画を定期的に改訂、更新する方法の推奨案。

第24条 工業の立地条件 工業、工場、生産設備、倉庫、及び類似の事業所の立地条件に関し、規制力、または強制力を有する政府機関は、当該設備の社会的、経済的、地理的、及び重要な環境上の影響を考慮しなければならない。

第 編 天然資源の管理と保護

第25条 目的 本編の目的は次の通りとする。

- a) 国の天然資源から最適の利益を得つつ、それを今後の世代のために保全するために、国の天然資源の管理と保護についての基本方針を定めること、
- b) 前述の方針を効果的に実行するための一般的な手段を定めること。

第 章 漁業と水産資源

第26条 運営方針 政府は、天然資源省を通し、フィリピン領海内の漁業水産資源を合理的に利用するシステムを確立し、これら資源の最適かつ継続的な生産性を維持し / または強化

するために国民の参加を推進する。

第27条 合理的な利用のための手段 漁業及びその他の水産資源の合理的な利用のための手段には、次のものが含まれる。ただし、これらに限定されることはないものとする。

- a) 人材と専門的技術の開発、
- b) 必要な施設や設備の獲得、
- c) 魚や他の水産資源で絶滅のおそれのある種の市場取り引きを規制すること、
- d) 漁業や水産資源の開発に関する現行のすべての規則や規制を、体系的かつ効果的に施行するためのガイドラインを設定するという観点から再検討すること。及び、
- e) 魚や他の海洋生物にとっての保護区域として機能しているマングローブ地帯、沼地、内陸水系、珊瑚礁、並びに島嶼などを保全することと並んで、亀、海蛇、鰐、珊瑚のような生息数が減少しつつある種を保護すること。

第 章 野生生物

第28条 運営方針 政府は天然資源省を通じて、野生生物資源の合理的な開発と保護の制度を確立し、その継続的な生産性の維持及または強化への市民の参加を推進する。

第29条 合理的な利用のための手段 野生生物資源の合理的な開発のための手段には、次のものが含まれる。ただし、これらに限定されるものではない。

- a) 絶滅のおそれのある野生生物資源の市場取り引きを規制すること、
- b) 野生生物資源の利用に関する現行のすべての規則や規制を、体系的かつ効果的に施行するためのガイドラインを設定するという観点から再検討すること。及び、
- c) 絶滅のおそれのある動物種の保全、繁殖率の引き上げ、それらの原生息地の維持、生息地域の人為的操作、びくの制限の決定、ある特定の地域の生育可能限度に応じた頭数の統制、無差別及びまたは破壊的な方法の捕獲または狩猟を禁止すること。

第 章 森林及び土壌の保存

第30条 森林の管理の方針 政府は国の森林資源に常に最高の生産性を持たせておくために、天然資源省を通じて、森林資源の合理的な利用システムを企画し、市民の参加を推進する。

第31条 森林資源の合理的な利用の手段 森林資源の合理的な開発の手段には、次の事項が含まれる。ただし、これらに限定されることはないものとする。

- a) 絶滅のおそれのある森林資源の市場取り引きを規制すること、
- b) 森林資源の開発に関する現行のすべての規則や規制を、体系的かつ効果的に

施行するためのガイドラインを設定するという観点から再検討すること、

- c) 繁殖率を引き上げることと並行して、絶滅のおそれのある植物の種を保全すること。例えば、破壊的な開発方法の禁止、変種の形成、耕作地をたえず変えること、乏しい森林生産物の無差別の収穫を禁止すること、また廃棄物の再生方法を検討すること。及び、
- d) 植林による森林の再生について継続的に努力すること。例えば、森林地の状況改良、森林の保護、土地の分類、森林占有地の管理、農林業、植物種の管理、農林/変種形成の管理、森林の多面的な利用、樹木の管理及び森林の調査を行うこと。

第32条 土壌の保全に関する管理方針 政府は、天然資源省及び農業省を通じて、重要な河川流域の特定と保護、科学的な耕作技術の奨励、物理的及び生物学的な土壌保全方法、並びに短期的及び長期的な調査や効果的な土壌保全のための技術推進を含む土壌保全計画を同様に作成すべきものとする。

第33条 肥料や殺虫剤の使用 農業における肥料や殺虫剤の使用は、その使用の許容レベルを定めて規制されなければならない。それらの使用は、規制の効果を上げるために経験上のデータを提供するよう、適切な政府機関が監視することが必要である。

第IV章 洪水管理と自然災害

第34条 洪水管理計画による対策 現行の法律の関連条項に付け加えて、土壌の浸食、堆積、洪水管理計画の中に、次の各項目を組み入れることが必要である。

- a) 河川の土手、湖岸、海岸の土壌浸食の管理、
- b) 河川の湖への水の流入・流出と、洪水管理、
- c) 水の保全。ただし本条の目的の範囲は動きのある状態の水を意味し、貯留水を含まないものとする、
- d) 漁業および野生動物のニーズおよびその他レクリエーション目的の自然の水利用、
- e) 他の目的に利用する自然水の水質とその利用の可能性に影響を与えらるる範囲の自然の水のせき止め、分水、取水、および利用を管理するための方法、
- f) 自然水と土壌の保全に関連する事項の研究を促進するための方法と、そこで得られた知識の応用。

第35条 自然災害の被害を緩和する方法 自然災害の被害の緩和または防止のために役立つように、政府は、フィリピン大気・地球物理・天文学管理局を通じて、天候の変化、台風、地震、津波、高波、その他南国的な自然現象についての、集中的、かつ総合的研究を促進するものとする。

第 章 エネルギー開発

第36条 基本方針 政府は、エネルギー開発会議を通じて、環境保護政策と相矛盾することなく、太陽熱、風、潮のエネルギーのような恒常的なエネルギー源の利用を促進するエネルギー開発プログラムを実施するものとする。

第37条 エネルギー開発のための手段 エネルギー開発プログラムのための手段には、次のものが含まれる。ただし、これらに限定されるものではないものとする。

- a) 恒常的なエネルギー源を利用するパイロット・プラントを設立すること、
- b) エネルギー開発のための技術者の教育を行うこと。及び、
- c) エネルギー開発のための技術を開発することを目標とする研究を行うこと。

第38条 エネルギー開発についての安全措置 エネルギー開発による環境への悪影響を防止し緩和するための規則および規制を公布すべきものとする。この目的のため、所有または管理の主体が民間または政府のいずれであることを問わず、原子力施設および地熱エネルギーの実験・利用を行っているその他の施設はすべて次の事項を実行しなければならないものとする。

- a) 国際的に承認された安全基準を遵守すること。及び、
- b) 周辺地域社会のみならず当該施設の職員の健康と福利を保障するための安全装置を備えること。

第 章 地表水及び地下水の保全と利用

第39条 管理方針 現行の法律に加えて、政府は、全国水資源評議会を通じ、他の適切な政府機関と調整の上、フィリピンの水資源の質の保全と改善のための措置を定め、水の汚染の防止、抑制、軽減措置を講じなければならない。

第 章 鉱物資源

第40条 管理方針 政府は、天然資源省を通じて、鉱物資源の有効な利用制度、並びに合理的、かつ効果的な鉱物資源の利用を実施し、その努力に対する市民の参加を促進しなければならない。

第41条 鉱物資源の開発と利用のための手段 鉱物資源の有効な開発、並びに合理的かつ効果的な利用のための手段としては、次のものが含まれる。ただし、これらに限られることはないものとする。

- a) 鉱物資源に関する技術の研究と開発を増進すること、
- b) 地質学、地球物理学、採掘技術、及び関連分野で必要な技術関係の人材をさらに養成すること、
- c) 特定の鉱物埋蔵地の開発を規制すること、

- d) 未発見の鉱床の開発を促進すること。及び、
- e) 金属を精製する処理工場の建設を促進すること。

第V編 廃棄物管理

第42条 目的 本編の目的は次の通りである。

- a) 廃棄物の管理を、その有効性を確実にするための観点から、ガイドラインを設定すること、
- b) 廃棄物と廃棄された製品の回収、再生利用及び、再利用により環境の破壊と、国の貴重な資源の不必要な喪失を防ぐため、技術、教育、経済及び社会面での取り組みを振興し、促進し、かつ奨励すること、
- c) 安定的、効率的、包括的、効果的な廃棄物の管理を確立するために、適切な政府機関を指導し、督励する方策を講ずること、

第 章 強制とガイドライン

第43条 廃棄物管理プログラム 廃棄物管理プログラムの作成とその実行が、あらゆる県、市、及び自治体に要求される。地方自治体地域開発省が、廃棄物管理プログラムの作成と確立のためのガイドラインを制定すべきものとする。

廃棄物管理プログラムにはすべて次の事項を含んでいなければならない。

- a) 関連する部門の必要性と調和した、秩序だった運営システム、
- b) いかなる種類の汚染も出さず、また公害とならないような運営に関する規定、
- c) 廃棄物の安全かつ、衛生的な処分のシステム、
- d) 大気、水または天然資源の開発、利用、保護に影響を与える現行の計画に対して配慮された規定、
- e) 見積り費用を添付した、計画の開発、設定、運営を実行する日程と方法。及び、
- f) 実施効果を上げるために、計画を定期的に修正する規定。

第44条 地方政府の責任 各県、市、自治体は、関連の他の政府機関と調整の上、その管轄内の廃棄物の回収、輸送、処理、処分を促進するための方策を立てることが必要である。このために、政府は、国家環境保護評議会を通じて要請が行われた場合には、同評議会が規定する諸条件に従って、地方政府に対して必要な補助金を支給するものとする。

第 章 固形廃棄物の処分方法

第45条 固形廃棄物処分 固形廃棄物の処分は、衛生的な埋め立て、焼却、堆肥化、その他所管の政府機関により承認された適切な方法によらなければならない。

第46条 衛生的な埋め立て 民間の個人、会社、または組織体をも含め、地方政府は、1カ所または複数の衛生的な埋め立て地を運営し、または運営を計画することができる。衛生的

な埋め立て地の運営を計画する組織体は、特に予定される作業地の地図、ごみ、くず、その他の廃棄物を処分する区域、並びにその運営を実行するために必要な装置や機械を表示した運営計画を、所管の政府機関に提出しなければならない。いかなる場合にも、本条に基づく埋め立て地や作業地は、現行の規則や規制に違反して、その全地域にわたり、そのいずれの部分も、海岸線、または河川の堤防や湖岸に沿って配置されてはならない。

第47条 焼却及び堆肥化工場 焼却及び堆肥化工場の設置または建設、あるいはその施設の一部の改変修正は、国家公害規制委員会と調整の上で行われる関連の地方政府の規制を受けるものとする。

第48条 処分場 固形廃棄物処分地の場所は、現行のゾーニング土地利用基準と公害管理規則を遵守しなければならない。

第49条 海その他航行可能な水路への投棄 廃棄物が水中に流出する可能性のある海岸線や河岸を含め、フィリピンの海や水域に廃棄物を投棄、処分することを禁止する。ただし、生命や財産に対する切迫した危険がある場合には、フィリピン沿岸警備隊と国家公害規制委員会の規則や規制に従うことを条件に、海や航行可能な水路への固形廃棄物その他の物質の投棄が許される。

固形廃棄物管理プログラムに従事している政府機関と民間の組織体は、かかる投棄が海の環境と航行に与える影響について所管政府機関と協議しなければならない。

第 章 液体廃棄物の処分

第50条 液体廃棄物の処分 製造工場、産業、地域社会、家庭からの汚水は、適切な政府機関により定められた規則や規制に従って、廃棄する前に、物理的、生物学的、または化学的に処理されなければならない。

第51条 第49条の適用範囲 本法第49条の規定は、海その他の水域への液体廃棄物の投棄または処分にも同様に適用される。

第 編 雑則

第52条 住民と環境の調和 開発計画の評価においては、国家環境保護評議会（以下本編において評議会と称する）は、人間とその環境の間の合理的で、かつ秩序ある調和を達成するという観点から、住民に対するその影響を考慮しなければならない。

第53条 環境教育 教育文化省は、あらゆるレベルにおける学校の教育課程に環境教育の教科を取り入れなければならない。同省は、また、環境の浄化とその実行と合わせて、人間と自然との関係を強調する特別の地域社会教育を行う努力をしなければならない。

本評議会、及び環境保護の法律を実施するその他の政府機関は、政府の広報機関と調整の上、環境保護への認識を喚起し、またそれへの参加を奨励するための広報活動を行わなければならない。

第54条 環境調査 本評議会は、環境管理についての継続的な調査研究プログラムを実施し、及び/または、促進し、適宜必要に応じて環境調査の優先順位を決定しなければならない。

第55条 外国から出される環境に関する情報の監視と普及 本評議会は、外務省、政府機関、その他、国の内外の組織を通じて、外国の情報源からの情報や文献を入手して、最新の環境情報を絶えず得ていなければならない。こうした情報や文献は、できる限り広く普及することが必要である。

第56条 誘因 公害管理設備の設置と利用を促進するために、以下のような誘因（インセンティブ）をここに認める。

- a) 公害抑制の設備、装置、交換部品、及び付属品の輸入に対する関税と相殺関税の50%の免除。この免除は本評議会により課せられる条件に従って、本布告の施行日から5年間にわたって行われる。
- b) 公害抑制の設備、装置、交換部品、及び付属品が、もし輸入された場合には支払われたはずの相殺関税と関税の50%に相当する額の税額控除が、本布告の施行日から7年間、それらを国内の製造業者から購入した人、または企業に対して認められ、さらに、本評議会により課される条件に従って、その25%相当額の税額控除が当該製造業者に対して認められる。
- c) 効果的で、かつ再生産の採算が合うような公害抑制装置の製造技術を開発するために行われた研究プログラムに実際に要した支出額の50%に相当する金額が、かかるプロジェクトを実際に請け負った人または企業の課税所得から控除される。ただし、本評議会により定められる条件に従う。

本条の規定に基づき取得された公害抑制の設備、装置、交換部品、及び付属品は、その取得の日から5年以内は、本評議会の事前の承認を得ることなく売却し、譲渡し、処分してはならず、これに違反した場合には、当該輸入者または購入者はその認められた租税の免除または控除の金額の2倍の金額を支払わなければならない。

第57条 資金助成/交付金 環境保護設備、特にごみ処分施設の調査、設計、及び建設にかかる市、自治体、中小企業のための資金助成/交付金は、場合に応じて、本評議会により定められる条件に従って与えられることができる。

第58条 地方政府の各部と民間の個人の参加 政府の環境管理及び環境保護計画に積極的に参加することは、民間の個人のみならず地方政府の各部の責任である。

第59条 歴史的、文化的な資源及び遺産の維持 名所、建築物、美術品、文書、物品、記念碑、極めて貴重な樹木のような国の歴史的、文化的資源の維持を支援することはあらゆる人

の義務である。

第60条 環境保護の職務を行う政府の部局 法律により環境管理の権限を与えられた政府機関は、それぞれの管轄の範囲内において、その職務を継続して行わなければならない。ただし、本評議会は、大統領令第1121号に基づく権限と職務権限の行使において環境上重要な行動または問題について調査することができる。

第61条 公聴会 本評議会は必要な場合はいつでも、環境上重要な問題について公聴会を開催することができる。

第62条 用語の定義 本法の中で使用されている用語は次の意味を有する。

- a) 「周辺大気質」とは、汚染源で測定された排気とは区別し、平均的な大気の濃度をいう。これは広範な地域に存在する汚染物質の一般的な量である。
- b) 「排出」とは、判明している発生源から大気中に排出される大気汚染物質、ガスの流れ、望ましくない音の行為をいう。
- c) 「水質」とは、物理的、化学的、生物学的内容物の面からその使用を規定する水の性質をいう。したがって、家庭用水の水質は工業用水の水質とは異なる。
- d) 「水質監視」とは、水質の変質、移動、変化を調査するため、綿密かつ継続的に水質を監視することをいう。
- e) 「水質環境基準」とは、水質汚染の防止と軽減のためのプログラムとして政府当局が設定した手段をいう。かかる基準には、水の分類とその水の使用法を維持するための基準が含まれる。
- f) 「排出基準」とは、汚染物質の発生地点から排出される物質的、化学的、生物学的成分の濃度のレベルを限定するために設定された制限値をいう。
- g) 「清掃作業」とは、汚染物質が流入する前の状態の水に戻すために、排出、漏出された物質を水から除去する作業をいう。
- h) 「事故による漏出事故」とは、油またはその他の有害物質の水への漏出で、衝突や座礁のような事故により発生した場合をいう。
- i) 「環境保全上重要な地域」とは、無統制の開発が、国家的に重要性を持つ自然のシステムやプロセスの重要な歴史的、文化的、美的価値に対して、回復不能な被害を及ぼす可能性のある地域をいう。
- j) 「有害物質」とは、その量のいかんを問わず排出された場合には、人々の健康と福利に差し迫った、または重大な危険をもたらす元素、または化合物をいう。
- k) 「公共施設により影響のある地域」とは、公共施設の導入が、その地域的重要性または影響以上に開発をもたらし、かつ都市化を招く傾向にある地域をいう。
- l) 「環境上の影響」とは、良きにつけ悪しきにつけ、提案されているプロジェクトが原因またはひきがねになって起こる、環境条件の変化(その程度のいかんは問わないものとする)、または新しい環境条件が生まれることをいう。
- m) 「政府機関」とは、政府が所有し、または運営する会社を含め、国家、地方、地域の機関や部局をいう。

第 編 末尾規定

第63条 各条項の独立性 本法の一部の条項、またはかかる条項のいずれかの者や状況に対する適用が憲法違反であると宣告された場合も、本法のその他の条項、あるいは当該条項の他の者や状況への適用は、その宣告により影響を受けないものとする。

第64条 発効 本法はその承認の時点から効力を生ずるものとする。

参考資料3 フィリピン等アジア諸国における 日系企業の環境への取り組みの現状

1. 調査の概要

海外に進出している日系企業による環境配慮の状況を把握するため、平成7年度、フィリピン、タイ、インドネシア及びマレーシアのアジア4カ国において事業活動を行っている日系企業を対象に、現地の日本人商工会議所の協力を得てアンケート及び現地ヒアリング調査を実施した。

アンケートは対象4カ国の日本人商工会議所の会員名簿に基づき、そのうち個人会員及び団体会員等を除く全ての企業2,070社（非製造業や小規模な現地事務所を含む）に発送し、うち、425社から回答を得た（回収率20.5%）。

この調査において、フィリピンでは274社に発送し、うち、75社から回答を得、回収率は27.4%であった。

以下、フィリピンにおける日系企業の環境への取り組みの現状について、他のアジア3カ国の平均と比較しつつ（回答数350社）、取りまとめる。

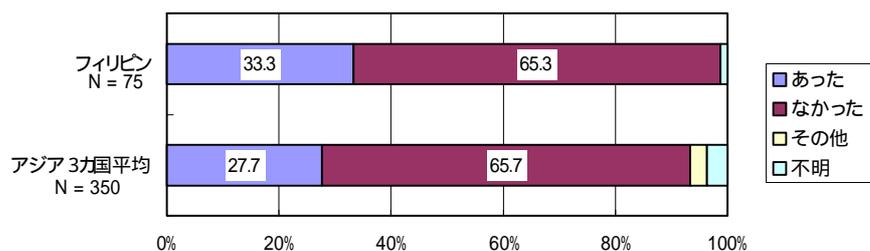
回答企業の内訳を見ると、業種については製造業57.3%（アジア3カ国では67.1%以下、（ ）内の数値はアジア3カ国の平均のデータ）、非製造業（建設業、卸売業、金融・保険業等）38.7%（29.7%）であった。従業員数については100人未満48.0%（27.7%）100人以上500人未満26.7%（33.1%）、1000人以上17.3%（20.6%）等となっており、500人未満の企業が全体の7割（6割）以上を占めており、特にフィリピンではその割合が高かった。

2. 調査結果

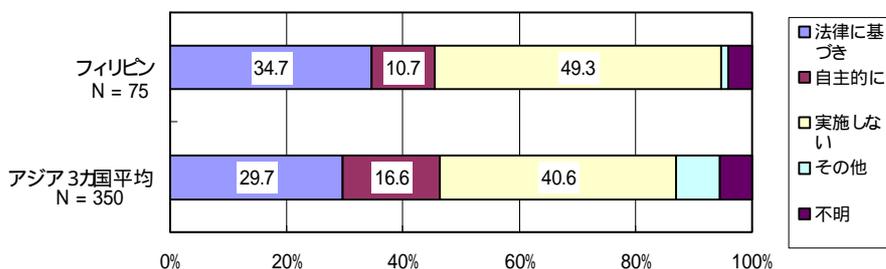
（1）進出に当たっての環境対策

進出先での事業実施に伴い、法的に環境アセスメントを実施する義務のあった企業は33.3%（27.7%）に過ぎなかったが（図表参-1）、実際にはこれを大きく上回る45.4%（46.3%）の企業が環境アセスメントを実施していた（図表参-2）。（現地の法律等に基づいて環境アセスメントを実施した企業34.7%（29.7%）、自主的に行った企業10.7%（16.6%）。）

図表参-1 環境アセスメントを行う義務の有無



図表参 - 2 環境アセスメントの実施状況

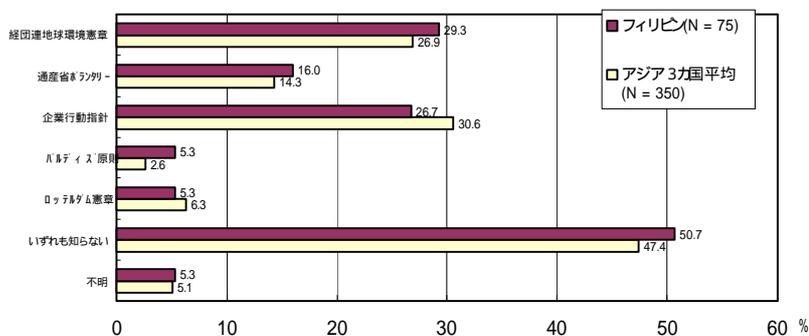


(2) 環境対策を進めるためのシステム、組織

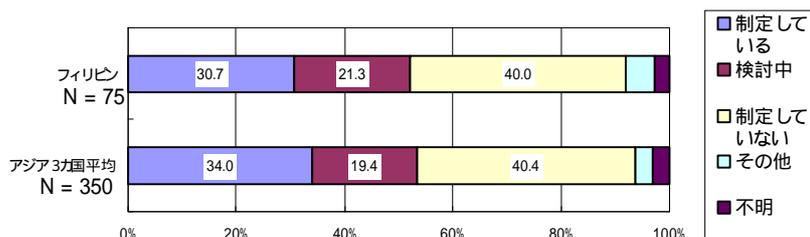
環境庁の「環境にやさしい企業行動指針」を知っていた企業が26.7% (30.6%)、経団連の「地球環境憲章」を知っていた企業が29.3% (26.9%)あった(図表参-3、複数回答可)ほか、環境に関する全社的な経営方針を制定している、ないしは検討中である企業が52.0% (53.4%)あった(図表参-4)。

環境問題に取り組むための部署又は担当者を置いている企業が48.0% (52.0%)あった(図表参-5)。(専任の部署を置いている企業14.7% (10.3%)、専任の担当者を置いている企業4.0% (4.3%)、兼任の担当者を置いている企業29.3% (37.4%)。)

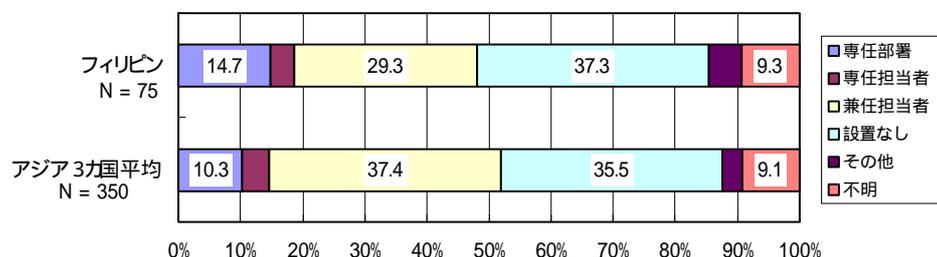
図表参 - 3 環境に関する指針、憲章の認知度 (複数回答)



図表参 - 4 環境に関する経営方針の有無



図表参 - 5 環境担当部署等の設置状況



(3) 環境に配慮した事業活動

環境保全のための経費や投資などの支出について、現行規制をクリアするために最小限必要なもの以上に行いたいと考えている企業が77.4%(73.4%)あった(図表参 - 6)。(会社の業績等に関わらず負担したいと思う企業26.7%(19.1%)、業績に深刻な影響を与えなければ、できるだけ負担したいと思う企業50.7%(54.3%)。)

図表参 - 6 環境保全に関する支出についての意識



(4) 進出先国での操業に当たっての環境面での課題

現地の大気汚染、水質汚濁等に関する規制対象となっている企業が32.0%(37.1%)あった(図表参 - 7)。

大気汚染、水質汚濁に関する測定結果等を現地の行政機関等に報告している企業が、21.3%(28.3%)あった(図表参 - 8)。(法律に基づき報告している企業17.3%(22.3%)、自主的に報告している企業4.0%(6.0%)、法律に基づき定期的に立入検査を受けている企業17.3%(24.0%)。)

現地での操業に当たって、社外に影響を及ぼさない軽微なものも含めて13.4%(21.2%)の企業が環境面で何らかの課題を経験している(図表参 - 9)。

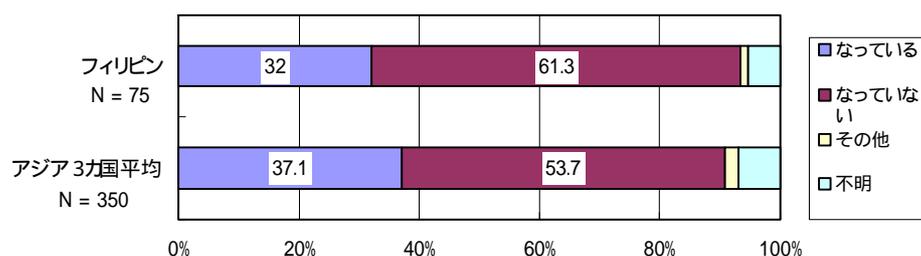
その課題の内容としては、水質汚濁物質の排出が33.3%(50.6%)と最も多く、次いで廃棄物の処理・処分、が16.7%(18.4%)、行政機関への手続き関連が同じく16.7%(2.3%)、事業所の立地そのものの問題も同じく16.7%(3.4%)

であった。アジア3カ国の平均と比較すると、フィリピンでは悪臭、騒音・振動等の回答が少なく、行政機関への手続き関連及び事業所の立地そのものとの回答が多かった（図表参 - 10、複数回答可）。

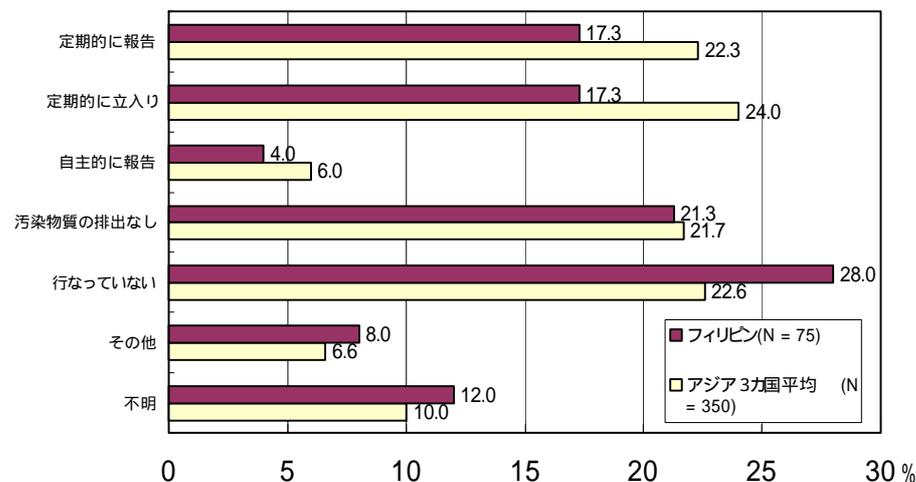
なお、現地ヒアリング調査によると、アジア4カ国のいずれにおいても、事業工程からの排水処理は、当該国でトップクラスの対策がとられているが、企業内での生活系排水が処理されていない企業が見受けられた。また、同じく現地ヒアリング調査で、廃棄物については処分地が確保できずに敷地内に保管し続けている企業が見受けられた。こうした状況は、適切な管理方法をとらない場合には環境問題を引き起こすおそれもあり、将来に向けての課題を抱えている例と言える。

今後環境面で課題等が発生する可能性があると考えている企業が17.3%（25.7%）あり、その内容としては、振動、騒音が53.8%（24.4%）、廃棄物の処理・処分が38.5%（55.6%）、水質汚濁物質の排出が30.8%（42.2%）、大気汚染物質の排出が同じく30.8%（25.6%）であった（図表参 - 11、複数回答可）。

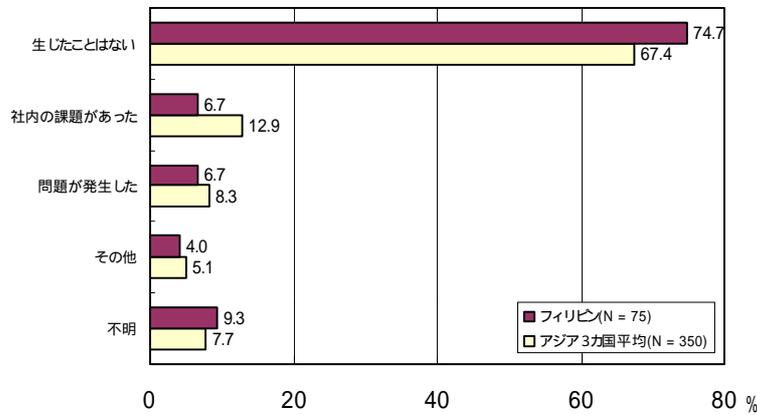
図表参 - 7 環境関連の規制対象の状況



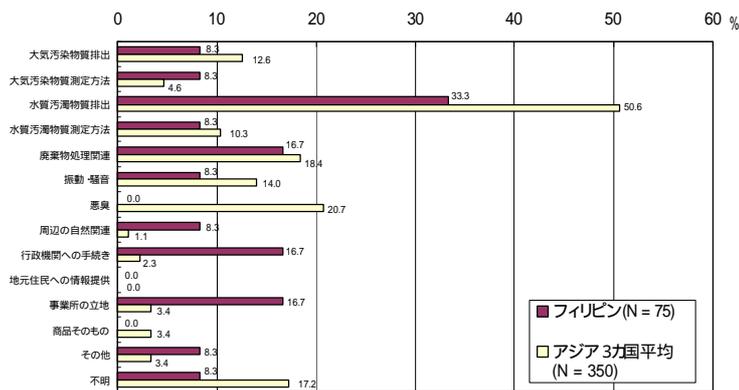
図表参 - 8 測定結果の報告等の状況（複数回答）



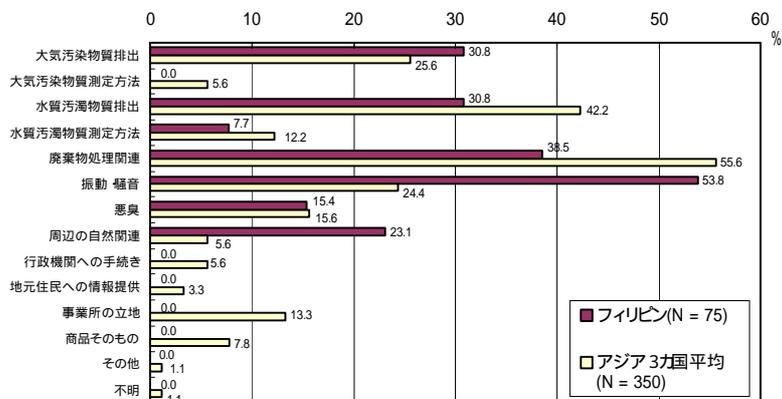
図表参 - 9 環境面での問題や課題の有無



図表参 - 10 これまでの問題や課題の内容（複数回答）



図表参 - 11 将来の問題や課題の内容（複数回答）

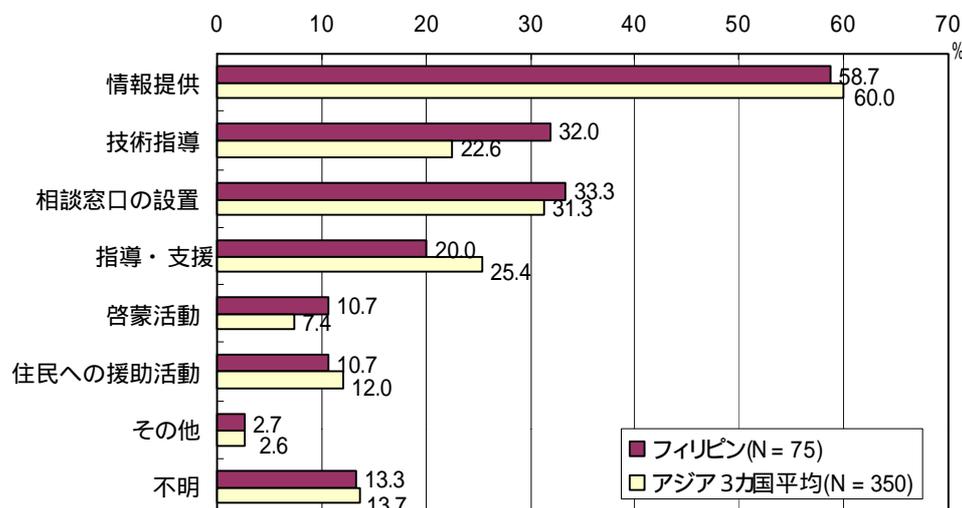


(5) 日本政府に期待すること

海外進出企業の環境対策の一層の充実のために、日本政府に期待することとしては、各国の環境に関する情報提供（マニュアルの作成等）が58.7%（60.0%）、進出先における相談窓口の設置33.3%（31.1%）、進出に当たっての各国の測定方法等の環境に関する技術指導32.0%（22.6%）、進出先国の行政機関における環境保全技術、測定技術等の向上のための指導や支援、研修生の受け入れ等が20.0%（25.4%）であった（図表参 - 12、複数回答可）。

現地ヒアリング調査においても、各国の環境規制や環境問題の現状等を取りまとめたマニュアル、先進企業の対応例などを取りまとめた事例集などの作成に対する要望が聞かれた。

図表参 - 12 日本政府に期待する内容（複数回答）



参考資料 4 地球環境問題の現状

1. はじめに

地球環境問題の大きな特徴は、産業公害などの従来の環境問題に比べて影響の及ぶ範囲が地球的規模という空間的広がりを持ち、環境破壊の被害が次世代にまで及ぶ時間的広がりをもつことである。またその仕組みや影響については未知な部分もまだまだ多く、一度被害が発生してからでは取り返しがつかないという特徴もある。このため、問題の構造と影響に関する不確実性を少しでも早く減少させ、適切な対応を図ることが重要である。しかも、地球環境問題は多くの分野に関連していることから、問題の解決に向けては従来の枠組みを超えた学際的な取り組みと幅広い分野間の協力が求められている。

ところでさまざまな課題を抱えながらも、地球環境問題については近年知見の集積が急速に進んでおり、また国際的な取り組みも大きな変化をみせている。そこで、以下では、地球環境問題を「地球温暖化」から「開発途上国の環境問題」までの主な九つの分野に分けて、それぞれの問題の実状や国際的な取り組みの内容などを最新の情報を踏まえて解説すると同時に、1992年6月にブラジルで開かれた地球サミット（国連環境開発会議）以来5年ぶりに開催された「国連環境特別総会」や1997年12月に京都市で開催される「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」（地球温暖化防止京都会議：COP3）への対応を中心として、国際社会の地球環境問題に関する最近の動向についてもあわせて概観する。

2. 地球温暖化

地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと地球全体が宇宙に向けて放出する熱とのバランスによって決まっている。また地球のまわりには、地表面からの放射熱を吸収する「温室効果ガス」といわれる気体が存在する。この温室効果ガスの濃度が高くなればなるほど放射熱は宇宙へ逃げられず、地表の温度が上昇していくこととなる。これが地球温暖化である。

その結果、海水の膨張等による海面の上昇や気候メカニズムの変化に伴う異常気象の頻発などが起こるおそれがあり、そう遠くない将来に世界中の人々の生活環境を大きく変えてしまうと予測されている非常に重要な問題といえよう。

温室効果ガスの代表はものを燃やす際にでる二酸化炭素（ CO_2 ）であるが、その他に、メタン、亜酸化窒素（ N_2O ）、フロンなどが上げられる。このうち大気中の二酸化炭素の濃度は、産業革命（18世紀後半）以前は平均的にみて260～280 ppm程度であったとされているが、その後大気中濃度は著しく増加し、現在では360 ppm近くにまで上昇している。

地球の温暖化はさまざまな面でわれわれの生活に影響を与える。1995年12月に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第2次評価報告書によると、人間活動の影響によって地球の温暖化がすでに起こりつつあることを示す相当数の証拠があること、温暖化を防止するための政策が実施されないと西暦2100年には約2度の平均気温の上昇、約50 cmの海面上昇が予想されている。

このため、海面上昇に対して非常に脆弱な小島しょや河口部等の地域では多くの人々が土地を失うおそれがある。さらに気温上昇は生態系や農業にも大きな影響をもたらすほか、砂漠化の拡大や水不足などさまざまな環境影響を引き起こすことが予測されている。

ところで、地球温暖化による影響が明確になってから対策に着手したのでは手遅れになる

ことから、世界各国が協力して適切な対応を図るために1992年5月「気候変動枠組み条約」が採択された。この条約は1994年3月に発効し、同条約の第1回締約国会議が1995年3月にベルリンで、第2回締約国会議が1996年7月にジュネーブでそれぞれ開催された。そして第3回の締約国会議が1997年12月に京都で開かれることとなっている。

なお、わが国においては1990年に「地球温暖化防止行動計画」が策定され、これに基づいて各種の対策が総合的に推進されている。

3. オゾン層の破壊

オゾン層は高度1万m以上の成層圏に存在し、太陽光に含まれる短い波長の有害な紫外線のほとんどを吸収し、われわれ人間や動植物をその影響から守る重要な役目を果たしている。ところがこの大切なオゾン層が近年フロンなどの人間が作り出した化学物質によって破壊されていることが明らかとなってきた。

フロンというのは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置き換えた数多くの物質の総称である。これらのフロンはそれ自体ほとんど無害で、他の物質とほとんど反応せず、圧力に応じて容易に気化、液化を繰り返したり、種類によっては油を良く溶かすなど便利な性質を持っている。このため、冷蔵庫やエアコンの冷媒、電子回路などの精密部品の洗浄剤、クッションやウレタンなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などに広く使われてきた。

このうち特定の種類のフロンは化学的に安定しているため、大気中に放出されると大気圏ではほとんど分解されずに成層圏に達する。成層圏では太陽からの強い紫外線を吸収して分解し、塩素原子を放出するが、この塩素原子がオゾン分子を酸素分子に分解するのである。この反応は、塩素原子1個につきオゾン分子数万個を連鎖的に分解するため、多数のオゾン分子が次々と破壊されることとなる。

このようなオゾン層破壊物質としてはフロンの他に、消化剤に用いられるハロン、洗浄剤に使われるトリクロロエタン、溶剤やフロンの原料となる四塩化炭素などがある。

オゾン層が破壊されると地上に達する有害紫外線の照射量が増加し、皮膚ガンの増加、生態系への悪影響が発生するなど環境への影響が懸念されている。

これらを防止するための国際的な枠組みとして、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1985年、1987年にそれぞれ採択された。「モントリオール議定書」は1989年に発効し、その後1990年、1992年11月、1995年12月の3度にわたってより厳しい規制基準を導入する方向で改定された。その結果先進国では特定フロンや四塩化炭素などが1995年末で生産中止となった。また途上国もこれらの物質を2010年に全廃することで合意している。しかしながら、規制の効果が現れ始めるのは2000年を過ぎてからとなるため、依然として南極のオゾンホールが年々広がっていることが報告されている。

なおわが国では、このような国際的動向を受けて、1988年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）を制定し、これに基づいて各種の規制や観測等が実施されている。

4．酸性雨

酸性雨は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼などに伴って大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物が、雲粒に取り込まれて複雑な化学反応を繰り返して最終的には硫酸イオンや硝酸イオンなどに变化し、強い酸性を示す降雨または乾いた粒子状物質として降下する現象をいう。酸性の度合いとしては通常pH（水素イオン濃度）5.6以下のものが酸性雨と呼ばれている。欧米ではこの酸性雨が湖沼や森林の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際的な環境問題になっている。

環境庁が最近発表した1993～1995年度の3年間の酸性雨の観測結果では、わが国の雨水の年平均pH値は4.8～4.9で、樹木の立ち枯れや酸性度の高い湖沼も見つかり、同庁では「日本でも酸性雨が生態系に影響を与えるレベルになった」としている。また埼玉県の大宮湖をモデルとしたシミュレーションでは、現在の酸性雨が続いた場合は早ければ30年後には湖沼の酸性化が始まるとした影響予測も出されている。

酸性雨への対応については広域的な取り組みが必要であるが、環境庁では東アジアを中心とする地域における酸性雨モニタリングのあり方を検討するため、1993年よりこの地域の政府や国際機関の専門家からなるワークショップを毎年開催し、検討を進めてきたが、1995年11月に新潟で開催された専門家の会議で、2000年までの可能な限り早い時期に「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」をつくることが合意された。

また、1994年3月に締結された「日中環境保護協力協定」に基づいて開催された日中環境保護合同委員会でも、環境問題における日中協力の重点分野として酸性雨問題を位置づけている。

5．海洋汚染

海洋にはさまざまな経路で汚染物質が流れ込んでいる。例えば、河川や大気を通じた陸からの栄養塩類や有害物質の流入、船舶の航行や石油などの海底資源の開発に伴う油の流出、廃棄物の海洋投棄および洋上焼却などがその主なものである。

われわれの生活にとって身近な沿岸域では、打ち上げられた空きビン、プラスチック容器などが散乱、年中行事のように発生する赤潮や青潮は水産資源に大きな影響を及ぼしている。また重金属などの有害物質による海洋汚染については、先進国において局地的な汚染と魚介類への濃縮を通じた被害が生じている。

一方外洋においても汚染の進行が近年目立ってきている。タンカーから排出される油を含んだバラスト水やタンク・クリーニング水は、海面を覆う油膜や廃油ボールとなって海洋汚染の原因となっている。さらに、船舶事故による大規模な油流出が沿岸部付近で発生した場合、漁業、工業、船舶航行といった経済活動に大きなインパクトを与えるが、それ以上に海洋環境への影響は深刻となる。

1989年3月に米国アラスカ州沖で発生したタンカー「エクソンバルディーズ号」による大規模な油流出事故では4.2万キロリットルもの油が海洋に流出し、付近の漁業活動、観光産業に甚大な経済的損害を与えたほか、事故現場がコロンビア氷河に近いアラスカであったこともあり、海洋性生物を含む生態系への影響が深刻なものとなった。

また1997年1月、日本海中部海域で沈没したロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」から流出した重油が日本海沿岸の幅広い地域に汚染をもたらし、漁業や観光などへの影響はもちろん鳥類をはじめとする生態系に大きな被害を与えた事故は記憶に新しい。

海洋汚染の防止を効果的に進めるためには国際的な協力が不可欠であることから、IMO（国際海事機関）を中心に、「ロンドン・ダンプング条約」や「マルポール条約」「国連海洋法条約」などにより国際的な取り組みが行われている。

さらに、日本海や黄海の汚染を防ぐため日本、韓国、中国、ロシアの4カ国が1994年に「北西太平洋地域海行動計画」（NOWPAP）を採択し、モニタリングなど具体的事業が検討されている。

6．有害廃棄物の越境移動

近年欧米の先進国から有害廃棄物がアフリカや南米の諸国に輸出され、不適切な処分や不法投棄により環境汚染を生じたり、輸出先国に陸揚げを拒否され有害廃棄物を搭載した輸送船が行き先もなく海上を漂うなどの事件が多発し、国際的な問題となっている。

このため、UNEP（国連環境計画）が中心となって、有害廃棄物の越境移動やその処分に伴って発生する環境汚染の防止を目的に、1989年3月に「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」を採択し、この条約は1992年5月に発効した。また1995年3月には同条約の第2回締約国会議において、OECD加盟国から非OECD加盟国への廃棄物の輸出の禁止に関する決定が採択された。

わが国はバーゼル条約に加盟し、国内対応法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」を1992年12月に制定し、この法律の円滑な実施を図るとともに、有害廃棄物の環境保全上適切な管理のための国際的強力を推進している。

7．生物多様性

生物種の絶滅が近年、地球の歴史が始まって以来のスピードで進行しつつある。この急激な生物種の減少要因が自然のプロセスによるものではなく、人間活動が主要な原因であることから地球環境問題の一つとして注目を浴びている。

地球上にはシロナガスクジラや屋久杉のような巨大な生物から、水中のプランクトンや土壌中の微生物のような小さなものにいたるまで非常に多くの生物が存在し、多様な環境の中で相互に関わり合って地球全体の中で生態系を構成している。

今から約30億年から40億年前に地球上に生命が誕生して以来、進化の過程において多くの種が出現し、その一方で気象や地形などの環境の変化や種間の競争によって多くの種が姿を消していった。今日の生態系は、地球上の歴史とともに歩んできたものであって、古生代、中生代、新生代と続いた変化の一つの姿で、今後さらに変化していくものである。このように種の絶滅は、自然のプロセスの中で絶えず起こってきたことであるが、今日の人間活動の拡大に伴う急激な変化が大きな問題としてクローズアップされてきたのである。

野生生物の絶滅の原因は、生息環境の破壊や悪化、乱獲、侵入種の影響、エサ不足、農作物や家畜に対する被害防止のための殺害、偶発的な捕獲などが挙げられている。このうち生

息環境の破壊・悪化については、熱帯雨林、サンゴ礁、湿地などにおける環境破壊が深刻である。

地球上のあらゆる生物の多様さを生息環境とともに最大限に保全し、その持続的な利用を実現するとともに、生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的とした「生物多様性条約」が1992年6月に採択され、1993年に発効した。締約国は、生物多様性保全のための具体策を盛り込んだ国家戦略を策定する義務があり、わが国でも1995年10月に生物多様性国家戦略が地球環境保全に関する関係閣僚会議の議を経て決定されている。

8．森林（特に熱帯林）の減少

世界で最後に残された広大な自然生態系である熱帯林の破壊が、近年特に懸念されている。人類の活動領域が拡大するにつれて、世界の森林は絶えず減少してきた。これは木材の使用量や開拓地の面積が拡大してきたからである。ただし、これまでこのような大規模な森林の破壊が生じたのは、高度な都市文明が成立し人口増加の著しかった温帯の先進地域であった。ところが近年問題となっているのは、熱帯地域の開発途上国における急激な森林の減少や劣化である。

F A O（国連食糧農業機関）が実施した森林資源評価プロジェクトの最終報告によると、熱帯林は1981年～1990年までの10年間に年平均でおよそ1,540万ヘクタールの割合で減少している。これはわが国の面積のほぼ4割に当たる広大な面積である。

熱帯林減少の原因としては、過度な焼畑耕作、薪炭材の過剰採取、森林以外の用途（放牧地、農地など）への転用、不適切な商業伐採などが直接の要因として指摘されているが、こうした背景には、開発途上国における貧困や急激な人口増加などの社会的問題がある。

1992年に開催された「地球サミット」では、森林減少の問題も最重要課題の一つとして取り上げられ、「アジェンダ21」の中でも熱帯林をはじめとする世界の森林保全に向けた取り組みの方法が示された。さらに同会議においては「森林原則声明」も採択された。

これは、森林問題についての初の世界的合意文書であり、条約のような拘束力はないものの、今後の森林に関する国際会議や交渉および各国の森林政策の立案・実施において考慮されるべき権威ある文書として位置づけられている。この原則声明を踏まえ、1994年には木材の輸出入を制限する新しい「国際熱帯木材協定」が結ばれた。

9．砂漠化

砂漠化の現象は、世界的に拡大しており地球全体の危機ともいえる。砂漠化とは「乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における気候上の変動や人間活動を含むさまざまな要素に起因する土地の劣化」と定義されている。

砂漠化の主な原因としては、地球的規模での大気循環の変動による乾燥地の移動という「気候的要因」と乾燥地域および半乾燥地の脆弱な生態系の中でその許容限度を超えた人間活動が行われたことによるインパクトという「人為的要因」の二つが考えられている。

「人為的要因」としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧（過放牧）、休耕期間の短縮による地力の低下（過耕作）、薪炭材の過剰な採取などが考えられる。これらの他、かん

がい農地に塩類が蓄積して、農地が荒廃、劣化してしまうといった問題もある。砂漠化の進行により、いったん不毛な砂漠になってしまった土地は、膨大な労力および費用をかけて再生しない限り、元の状態に戻すことはきわめて難しい。

国連の調査では、砂漠化によって地球上の全陸域の約4分の1にあたる約36億ヘクタールの土地および世界人口の6分の1に及ぶおよそ9億人がその影響を受けている。

これらの問題に対処するために、いわゆる「砂漠化防止条約」が1994年6月に採択され、1996年12月に発効した。この条約は途上国（特にアフリカ諸国）において深刻化する砂漠化問題に対し、国際社会がその解決に向けて協力することを目的としている。

10．開発途上国の環境問題

アジアなどの開発途上国においては、交通、下水道、廃棄物処理などの公共サービスや都市基盤の整備が人口の急激な増加と都市集中に追いつかないことから、衛生状態の悪化や自動車排出ガスによる大気汚染などが深刻化している。

また、工業化が進んでいる諸国では、工場の公害対策が不十分なことによる産業公害も顕在化している。その結果、途上国の都市における大気汚染が悪化する傾向にある。特に冬季に暖房が必要な都市、盆地に位置する都市や自動車交通の過密な都市では汚染が深刻である。

また都市部や工業地帯を流れる河川では、産業排水や生活排水による水質汚濁が著しい。さらに重金属などの有害物質による汚染が進行している。その他、残留性の強い農薬による土壌や食物の汚染、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の進行もみられる。

中東欧諸国や旧ソ連地域においては、計画経済の下で公害対策が不十分でかつ非効率な生産活動が営まれてきたため、環境汚染が深刻な状況にある事実が冷戦の終焉により明らかとなった。特に、発電所や熱供給施設などによる大気汚染、鉱排水、農薬や肥料の過剰使用による河川や地下水の汚染などが深刻化している。

これら途上国においても公害対策の取り組みがなされているが、資金、技術、人材、経験などが不足しており、自国の努力のみによる改善には限界がある。このため、先進国や国際機関による国際的な支援が不可欠となっているが、特に高度経済成長期の激甚な公害問題を克服する過程で、豊富な経験と高度な公害対策技術を蓄積してきたわが国に対して大きな期待が寄せられている。これに対してわが国は、国際協力事業団（JICA）や海外経済協力基金（OECF）などを中心として、途上国の公害問題の解決に向けてさまざまな協力を展開している。

11．国際社会の動向

（1）国連環境特別総会に向けた動き

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）からちょうど5年後にあたる1997年6月、地球サミットで採択された「アジェンダ21」のレビューを目的として国連特別総会が開かれる。この特別総会に向けて各種の国際機関や政府はアジェンダ21のフォローアップを行った。1993年2月に国連の経済社会理事会の下に設置された「持続可能な開発委員会」（CSD）は、アジェンダ21の実施状況の検討を目的として毎年会合を重ねてきたが、特に

1997年4月に開催されるCSDの第5回会合では国連特別総会に向けて総合的な討議が行われる予定だ。

UNEP（国連環境計画）では、1993年の管理理事会において地球サミットのフォローアップ等について審議し、限られた財源の中でUNEPの各プログラムの優先分野を明確にすること、CSDをはじめとする他の機関との連携を強めることが合意されている。

また、1997年1～2月にかけて開催された管理理事会では国連特別総会へのUNEPの取り組み等について検討されている。

UNDP（国連開発計画）では従来の国別プロジェクトとは別に、途上国における政策形成基盤・体制の整備、人材育成等、政策実施体制の構築・強化の支援を目的とした「キャパシティ21」とよばれる基金が創設されており、このプログラムが着実に実施に移されているところである。

ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）では、1992年に「環境と持続可能な開発委員会」の設置が承認された。この委員会はアジア太平洋地域において開発に環境を統合すること、持続可能な開発のための諸条件を維持・促進するためのエネルギーや他の自然資源を有効利用することを目的としており、毎年アジェンダ21のフォローアップなどについて討議されている。

また第3回環境大臣会議が1995年11月に開催され、「アジア太平洋における環境上健全で持続可能な開発に関する閣僚宣言」および「持続可能な開発のための地域行動計画」を採択した。

（2）地球温暖化防止京都会議（COP3）に向けた取り組み

1995年ベルリンにおいて気候変動枠組み条約の第1回締約国会議（COP1）が開催され、次の二つの主な決定がなされた。

まず、現行の条約上の規定が不十分であることを認識し、2000年以降2020までの特定の期間内の温室効果ガスの排出量削減目標とその実現のための政策措置について、1997年の第3回締約国会議（COP3）までに議定書などのかたちで結論を得るよう検討を開始することが決定（ベルリンマンデート）された。

もう一つの重要な決定が「共同実施活動」（AIJ：Activities Implemented Jointly）についての決定である。これは複数の締約国が共同で地球温暖化防止の取り組みを行おうとするもので、当面2000年までを試行期間としてスタートすることが決まった。

1996年7月にはスイスのジュネーブで第2回締約国会議（COP2）が開催された。この会議の後半には閣僚レベルの会議が開催され、閣僚宣言がまとめられている。この閣僚宣言では、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第二次評価報告書を現時点でもっとも権威のあるものとして高く評価したことに加え、ベルリンマンデートに沿って第3回締約国会議（COP3）において議定書などのかたちの法的文書を採択するため、政治的意思を発揮していくことが再認識された。また将来の国際的約束は法的拘束力のある目標を含みうるものにすべきであると明言した点など意義深いものとなっている。さらにCOP2ではCOP3を1997年12月に京都で開催することも決められた。

今後の地球温暖化対策を考える上で、1997年12月に京都市で開催されるCOP3の持つ意義はきわめて重い。2000年以降の国際的取り組みのあり方を決める議定書その他の法的文書

が採択されるが、21世紀の地球温暖化対策の方向性が決定されることとなっており、多数の政府関係者、国際機関、NGO等が参加し、全世界が注目するものと思われる。この会議における結論は、人類の未来を左右するものとなる。

参考資料 5 環境マネジメントシステムに 関わる国際規格の動向

1. ISOによる環境マネジメント規格制定の背景

近年、様々な場で地球温暖化などの地球環境問題から、ごみ問題や騒音などの都市生活型公害など、各種の環境問題が議論の対象となっている。このような問題に対応するため、これまではいわゆる「地球にやさしい暮らし」の必要性が高く叫ばれ、『ちきゅうにやさしい

の方法』等の各種の図書が出版されたり、『環境家計簿』が登場したりしている。環境保全型社会を構築するためには、ライフスタイルの転換が必要とされていたわけである。

そして市民のライフスタイルの変革と同時に、社会のもう一つの主要な主体であり、生産活動を担っている企業自身も変わっていかねばならない、環境問題について積極的な取り組みをしていかねばならないという考えが、企業自身も含めて急速に台頭しつつある。そして1991年国際商業会議所（ICC）は、「持続可能な開発のための産業界憲章」を制定し、その中で企業にとって持続的な発展のために重要な環境マネジメントに関する16の原則を示し、産業界自らがこの問題に取り組むことを表明した。また、我が国においても1991年に社団法人経済団体連合会が「経団連地球環境憲章」を制定し、やはり産業界が自主的、積極的に環境問題に取り組んでいくことをアピールした。

また、それとともに世界経済のグローバル化の進展とともに、環境への取り組みや環境に関するコストのかけ方について、その公平性、透明性を求める機運が次第に高まってきている。

そのような中で「持続可能な開発のための経済人会議」（BCSD；Business Council for Sustainable Development）は、持続可能な開発のための諸問題を検討していく中で、企業活動による環境破壊を最小限に食い止め、環境に与える負荷をできるだけ少なくしていくためには、国際規格の制定が有効な手段となり得るという結論を出し、1992年5月に国際標準化機構（ISO；International Organization for Standardization）に対し環境に関する国際規格の制定に取り組むよう要請した。

現在、ISOでは、TC（Technical Committee）207という委員会を設置し、六つの分科会を置き、環境マネジメントシステム、環境監査、エコラベル、環境行動評価、ライフサイクル・アセスメント、用語と定義のそれぞれについての検討を進めている。このうち、環境マネジメントシステムと環境監査については、イギリスやEU（欧州連合）の取り組みが先行していたという事情もあり、前述したように1996年9月に制定、発行された。このような国際規格の発行により、少なくとも輸出関連企業はその相手先から規格の認証取得が取引の条件の一つとされる状況にあり、世界的には、特に電機業界を中心にその対応が急ピッチで進められている。さらに、日本では自動車、素材、大手チェーンストア、電力、建設などの業界で対応が始められ、すでに一部の企業では、このような対応を取引条件の一つとすることを発表している。

環境保全型社会、持続可能な社会の構築に向けて、新しい枠組み、新しいルールが作られようとしているのである。

2. ISOとは何か

環境マネジメントシステムに関する国際規格を検討し、発行させたISO、国際標準化機構は、製品とサービス分野での国際的な交流促進のための国際規格づくりを目的として1946年に設立された国際機関で、現在、90カ国以上が加盟している。ISOはもともと各種製品の技術上、製造上の規格を開発し、統一することを目的としており、いわばJISの国際版といえるものだ。

つまり国際的な取引が活発になり、貿易が増大すれば小はネジの口径から始まり、様々な規格が国際的に統一されていないと貿易上の大きな障壁となることから、ISOは必然的に生まれた組織なのである。今日では工業的な規格のみならず、例えば世界各国の空港などで案内所のシンボルマークが「！」として共通なもの、このISOで標準化されているおかげだ。ただし、ISOは基本的にはNGOであり、あくまでも各国の産業界等が規格統一のために自主的に設立した組織という性格を有している。JISと大きく異なっている点がここにある（ただし我が国でもJISの民営化が検討され始めている）。そして日本では、最終的にはISOで決定された国際規格は、改めてほぼそのままの形でJIS規格として制定されるようになっており、この点は認識をしておかなければならない。

さて、このような性格を有するISOだが、近年は、製品等に関わる規格だけでなく、より政策的な分野の規格制定作業にも取り組んでいる。その始まりはISO品質管理システム規格（ISO9000シリーズ）の制定であり、今回の環境に関するシステム規格はその第2弾である。このような規格は一般の製品規格とは区別され、システム規格と位置づけられている。

ISOが品質管理システムの国際規格を作成した目的は、国によって異なる商取引上の品質管理システムを国際的に統一し、国外から製品を購入した場合でも、その製品が第三者機関による認証を受けた適切な品質管理システムのもとに製造されていることを保証することにあった。

このISOの品質管理に関する規格に対して、当初日本企業は、日本の品質管理システムは世界一の水準であり、あえてこの規格を取得し、その認証を受ける必要がないと考えていたが、実際には、ヨーロッパを中心に政府機関や関連企業に製品を販売しようとした場合、ISO規格に合格した品質管理システムを導入していることが取引条件となり、急いでその対応を図っているというのが現状だ。しかも、このためには資格のある第三者機関による認証を受けなければならないことになっている。

そして、品質管理システムに次いで、現在制定されつつあるのが、企業の環境マネジメントシステムに関する一連の規格、ISO14000シリーズだ。さらに、今後、労働安全衛生に関する規格も検討の上、制定される予定で、もちろんこれら全ての規格は、品質管理システム規格と同様、この認証を取得するためには、その適合について第三者機関による審査等を受けなければならない。

これらの一連のシステム規格の制定は、世界的に品質管理システムを統一し、その検査を簡素化して貿易を活発化させること、環境問題の深刻化に対応し、企業が継続的に環境保全に努力する仕組みを整備し持続可能な社会を実現すること、労働条件等を標準化し、労働者の雇用と福祉に貢献することをそれぞれ目的としている。

3．環境マネジメントシステムと企業の環境への取り組みのあり方

企業を含むあらゆる組織における環境マネジメントは、以下の四つの柱によって組み立てられる必要がある。この四つの柱はシステムそのものであると同時に、企業等の「環境への取り組み状況を評価」する際の評価の柱となるべきものであると考えられるが、その四つの柱とは、

- (1)環境マネジメントシステムの構築状況
- (2)事務所等における環境への取り組みの状況
- (3)業種ごとの環境への取り組みの状況
- (4)環境への取り組みに関する情報公開や社会貢献の状況

となる（ISOの規格においては、環境マネジメントシステムといった場合は(1)のみを意味し、(2)(3)(4)は環境パフォーマンスに分類されている）。

企業等が環境への取り組み、つまり組織全体で環境問題に対応したマネジメントを経営の中に組み込む場合に、まず第1に考えなければならないことは、全体のマネジメントシステムそのものをどのように構築するかということだ。この環境マネジメントシステムは、一度組み立てればそれで終わりというのではなく、組織的かつ継続的に運営され、見直され続けなければならない。また、このシステムは組織の活力や創意工夫を生み出し、かつ効率的に環境への取り組みが達成されるようなものでもなければならない。

第2に重要なことは、実際にどのような取り組みを行うのかということであり、いくら素晴らしい環境マネジメントシステムが構築されていても、その取り組みが社会的に要求されているレベルや、消費者が期待しているレベルとかけ離れていては問題があると言える。さらに取り組みの項目だけが立派に揃っていても、数値目標や達成期限が明示されていないお題目だけの取り組みでは意味がない。この実際の取り組みは事務所等における事業者共通の業務に関する取り組みと、各業種ごとの取り組みに大別することができ、前者は例えばオフィスにおける取り組みや、自動車利用関係、資源の節約などがあり、いうなれば企業も消費者の一人として行っている財やサービスの購入、使用、建物の建築や管理、社員教育などを含んでいる。後者は製造業であれば、原材料や燃料の購入、製造工程での省資源、省エネルギー及びごみの減量、さらには製品設計での環境配慮やその回収やリサイクルなどが考えられる。

第3に重要なことは、以上のような環境への取り組みの内容を広く情報公開することと、企業だけでなく社員も含めて環境面での社会貢献活動を行うことであり、企業自身がしっかりやっていたらそれでいいんだという時代は過ぎつつある。どのような取り組みを、どのような目的で、どう実施し、その結果はどうだったのか。当初の目標通りにできたのか、できたのであれば次の目標は何か、できなかったのであればその原因は何で、どう改善をするのか。それらを明らかにし、消費者に情報を的確に提供する必要がある。また、公開された情報を他の事業者、他の業種と比較し、企業自身の取り組みのレベルや内容を反省することも重要である。

4．環境マネジメントシステムの要求事項

では具体的には、どのように環境マネジメントシステムを構築すべきなのだろうか。ISO規格において要求されている内容は、以下の通りとなっているが、この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築して、環境方針と計画を策定し、さらにこれを実施及び運用するとともに、その結果を点検し、問題があれば是正措置を講じ、そしてその全体について経営陣による見直しを行うといったサイクルを、継続的に回して改善に努めていかなければならない。このようにして構築されたマネジメントシステム全体の適合性について認証機関の監査を受け、認証を取得することになる。

また、システムの構築に当たっては、要求事項にも記載されているが、全ての関係者の責任と権限等を文書化し、必要なマニュアル等を整備し、日常の記録を取ってこれを保管しなければならないなど、その運用には多大な労力が必要となるといわれており、認証取得のための費用も含め、中小企業にはかなりの負担になるとの意見もある。

ISOに定められている環境マネジメントシステム

環境方針 / Environmental policy

計画 / Planning

- ・環境側面 / Environmental aspects
- ・法的及びその要求事項 / Legal and other requirements
- ・目的及び目標 / Objectives and targets
- ・環境マネジメントプログラム / Environmental management program(s)

実施及び運用 / Implementation and operation

- ・体制及び責任 / Structure and responsibility
- ・訓練、自覚及び能力 / Training, awareness and competence
- ・コミュニケーション / Communication
- ・環境マネジメントシステム文書
/ Environmental management system documentation
- ・文書管理 / Document control
- ・運用管理 / Operational control
- ・緊急事態への準備及び対応 / Emergency preparedness and response

点検及び是正処置 / Checking and corrective action

- ・監視及び測定 / Monitoring and measurement
- ・不適合並びに是正及び予防処置
/ Nonconformance and corrective and preventive action
- ・記録 / Records
- ・環境マネジメントシステム監査
/ Environmental management system audit

経営者による見直し / Management review

- ・経営者による見直し / Management review

また、具体的には、環境マネジメントシステムは、以下の五つの内容が基本となるが、それは

- (1)環境への取り組みに関する経営方針を策定する
- (2)自社の環境負荷を把握・評価し、環境への取り組みに関する目標及び行動計画を作成する
- (3)環境への取り組みに関する組織及びシステムを構築し、的確に運用する
- (4)環境への取り組みの結果を自己評価し、方針、目標、計画、組織及びシステムを見直しする
- (5)上記全てを経営者がレビューし、継続的改善を組織全体で図るということである。

以上述べたようなISOの環境マネジメントシステム規格は、あらゆる組織に適用できるものとして、世界の専門家を集めて議論され、合意された世界唯一の規格である。この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築することは、事業者が環境管理を効果的に進めていく上できわめて有用なものである。今後、数多くの事業者が、これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、環境管理に積極的に取り組んでいくことが期待される。なお、取引先から社内の環境マネジメントシステムが構築されていることの証明を求められるといったこともあるため、国際規格に従ったシステムが社内に整備されていることを第三者が審査し認証するための仕組みも現在整備されつつある。

なお、企業規模が小さく、直ちにISO規格に対応できない企業等の取り組みを支援するため、日本の環境庁では「環境活動評価プログラム」を制定している。環境活動評価プログラムは、環境マネジメントシステムのISO規格についてのガイドラインやマニュアルではないが、このプログラムは、大多数の事業者が、簡単な方法により、自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」という地球市民としての役割を果たし、具体的な環境活動が展開できるようにすることを目的としている。事業活動に伴う環境への負荷の簡易な把握の方法や、環境保全のために事業者期待される具体的な取り組みのチェックリストを示し、その実行のための計画づくりと取り組みの推進を支援するものなのである。この環境活動評価プログラムに参加することによって知識と経験を身につけた事業者は、それを活かして、国際規格に沿った環境マネジメントシステムの構築へと進んでいくことができることとなる。

既にISO規格として発行し、JIS規格として制定されている規格は以下のとおり（1997年3月末現在）。

| ISO規格番号 | 規格名称 | 発行年月日 |
|----------|-----------------------------------|-----------|
| ISO14001 | 環境マネジメントシステム - 仕様及び利用の手引き | 1996.9.1 |
| ISO14004 | 環境マネジメントシステム - 原則、システム及び支援技法の一般指針 | 1996.9.1 |
| ISO14010 | 環境監査の指針 - 一般原則 | 1996.10.1 |
| ISO14011 | 環境監査の指針 - 監査手順 - 環境マネジメントシステムの監査 | 1996.10.1 |
| ISO14012 | 環境監査の指針 - 環境監査員のための資格基準 | 1996.10.1 |

注：上記ISO規格はJIS規格としても制定されており、その規格番号は例えば「ISO14001」が「JIS Q14001」となる。なおJIS規格としての制定は、全て1996年10月20日である。

参考資料 6 参考文献

(1) 日本語 (in Japanese)

- ・「国別環境情報整備調査報告書(フィリピン)」(1992年3月、国際協力事業団企画部)
- ・「フィリピン環境プロフィール」(1993年3月、海外経済協力基金)
- ・「発展途上国の環境法 - 東南・南アジア」(1996年、アジア経済研究所)
- ・「アジア環境問題に貢献する企業活動」(1997年、東京商工会議所)
- ・「平成5年度発展途上国環境問題総合研究報告書 - 海外共同研究(フィリピン) ~ フィリピンにおける環境意識と公害紛争処理」(1994年3月、アジア経済研究所)
- ・「平成6年度発展途上国環境問題総合研究報告書 - 海外共同研究(フィリピン) ~ フィリピンにおける環境法の適用とその課題」(1995年3月、アジア経済研究所)
- ・「アジアの環境の現状と課題 ~ 経済協力の視点から見た途上国の環境保全」(1997年7月、通商産業調査会出版部)

(2) 英語 (in English)

- ・ *Environmental Laws in the Philippines* (1992, Institute of International Legal Studies, University of the Philippines, Law Center, Manila, Philippines)
- ・ *Philippine Environmental Quality Report 1990-1995* (November, 1996, Environmental Management Bureau, Department of Environment & Natural Resources, Manila, Philippines)
- ・ *Metropolitan Manila Management Study* (1995, Housing and Urban Development Coordinating Council, Local Government Development Foundation, Manila, Philippines)
- ・ *Cavite-Laguna Urban Development and Environmental Management Study Volume IB Solid Waste Management Sector* (1997, Local Government Development Foundation, Manila, Philippines)